

公益財団法人宮城県対がん協会における競争的資金等に係る不正防止計画

「競争的資金等取扱規程」第7条第1号の規程に基づき、競争的資金等の不正行為等を発生させる要因を把握し、適正な運営・管理を行うため、次のとおり不正防止計画を策定する。

平成28年9月1日制定

番号	項目	不正を発生させる要因	不正防止計画
I. 機関内の責任体系の明確化			
1	体制	責任者の役割や範囲が曖昧な場合、研究活動における適正な運営・管理が機能しない。	・当協会内の責任体制および当協会における「競争的資金等取扱規程」、「研究活動における行動規範」を当協会ホームページで公表し、責任体系について当協会内外へ周知する。
II. 適正な運営・管理の基礎となる環境の整備			
2	執行ルール	研究者・事務担当者の研究費使用ルールの理解不足により、十分なチェックが行われず、不適切な行為が行われる。	・当協会における「公的研究費執行ルール」の見直しを行い、ルールの明確化・統一化を推進する。 ・毎年4月に研究者、関係事務職員を対象に「公的研究費執行ルール」の説明会を開催し、原則として、出席を義務付け、欠席者には個別に説明する。 ・研究者に「科研費ハンドブック～より良く使っていただくために～(研究者用)2016年度版(平成28年5月文部科学省研究振興局、独立行政法人日本学術振興会)」を配布する。
3	意識向上	研究活動における不正行為等の事例及びその影響についての意識が不足しているため、当該行為が不正であるという意識がない。	・研究活動における関係者の意識向上等を目的とした説明会を年1回以上実施する。 ・関係者への説明会の周知については、回覧にて各責任者へ要請し、出席を促す。欠席者には個別に指導する。 ・研究費を執行する関係者に不正行為等の事例を周知することで、研究費の意識向上を図る。
III. 研究費の適正な運営・管理活動			
4	運営管理	<p>研究者が発注・検収を行うことにより、業者との癒着、預け金等の不正が生じやすくなる。</p> <p>予算執行が年度末に集中するため、第三者からのチェック機能が疎かになり、研究費の不正行為等が行われる。</p> <p>出張の事実確認等が行える手続きが不十分になる。</p> <p>アルバイトの勤務実態の確認が不十分になる。</p> <p>謝金の支出にあたって、その証拠となる資料の確認ができない。</p> <p>会議費の支出にあたって、その証拠となる資料の確認ができない。</p>	<p>・研究者自らの発注は、認めない。 ・研究者より発注申請があった場合は、発注業務責任者の確認を得て行う。 ・物品等の納品について、事務局に納品を行い、物品納入責任者が検収を行う。</p> <p>・研究者は、年度初めに予算執行予定表の提出を義務とし、計画的に予算の執行をする。 ・事務局は対象となっている研究費の執行状況について、四半期ごとに確認し、コンプライアンス推進責任者へ報告する。 ・コンプライアンス推進責任者は、事務局からの報告をとりまとめ、予算執行が当初計画と比較して遅滞が生じていないか、また実態と合ったものになっているか検証・確認し、問題があれば改善策を講じる。統括管理責任者へ報告する。</p> <p>・出張の際は、原則、出張伺い、根拠資料等を添付し、事前に申請を行い、総務課長、経理課長、事務局長の決裁をもらう。 ・出張の証拠書類として、航空機を利用の場合は、搭乗を証明する航空券の半券等、宿泊を伴う場合は、宿泊証明証または領収証の提出、用務内容や面談者等が確認できる報告書等の提出を義務付ける。 ・事務局は用務の目的や重複受給がないかなど適切性を確認し、出勤簿と照合し事実確認を行う。</p> <p>・研究者より、総務課へアルバイト雇用の申請を行う。 ・総務課はアルバイト採用に関する雇用条件等の確認を行う。 ・雇用契約の際に、コンプライアンス教育を行い、不正行為等防止の認識を深めさせる。 ・総務課は、アルバイトの勤務状況の管理・確認を行う。</p> <p>・謝金の申請にあたり、具体的な内容を記入したものを提出させるとともに、金額の妥当性について説明を求める。</p> <p>・事前に会議費使用申請書の提出を求める。 ・証拠書類として、開催日時、場所、出席者、打合せ内容がわかる会議議事録等の提出を求める。</p>
IV. 情報の伝達を確保する体制の確立			
5	情報伝達体制の確立	相談窓口・通報窓口がわからない。	・当協会ホームページで公表するとともに、説明会等でも周知徹底を行う。
V. モニタリングの在り方			
6	監査	国等の制度変更等により、整備した競争的資金の管理・監査体制及び不正防止計画が適切でなくなる。	・管理・監査体制や不正防止計画の適切性を年に1回以上確認し、必要に応じて見直すことにより、これらを常に適切なものに保つ。 ・当協会全体のモニタリング及び監査体制の充実を図る。